

議案第19号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会事務局等事務分掌規則中改正)

教育委員会事務局等事務分掌規則の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和8年4月16日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則(平成10年横須賀市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育政策課」を「教育政策課 教育環境整備課」に改める。

第7条教育政策課の部第3号を削り、同部第4号中「廃止」の次に「(教育環境整備計画に関するものを除く。)」を加え、同号を同部第3号とし、同部第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同部の次に次のように加える。

教育環境整備課

- (1) 学校建設の長期計画の策定に関すること。
- (2) 学校の設置及び廃止(教育環境整備計画に関することに限る。)に関すること。
- (3) 通学区域に関すること。

第21条第2号の表中「教育政策課」を「教育環境整備課」に改め、同表に次のように加える。

博物館リニューアル事業者 選考委員会	教育委員会の諮問に応じて博物館リニューアルに係る事業者の選考等に関する事項について審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	博物館運営課
-----------------------	---	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

教育環境整備課及び博物館リニューアル事業者選考委員会の設置に伴い、所要の条文整備をするため、この規則を改正する。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則（抜粋）

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

旧	新
<p>(部等)</p> <p>第2条 事務局に次の部及び課を置く。</p> <p>(1) 教育総務部 総務課 <u>教育政策課</u> 生涯学習課 教職員課 学校管理課</p> <p>(2) 学校教育部 教育指導課 支援教育課 保健体育課 学校食育課</p>	<p>(部等)</p> <p>第2条 事務局に次の部及び課を置く。</p> <p>(1) 教育総務部 総務課 <u>教育政策課</u> <u>教育環境整備課</u> 生涯学習課 教職員課 学校管理課</p> <p>(2) 学校教育部 教育指導課 支援教育課 保健体育課 学校食育課</p>
<p>(教育総務部)</p> <p>第7条 教育総務部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1) 教育委員会の秘書及び会議に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会の規則及び訓令等の審査並びに公布令達に関すること。</p> <p>(3) 事務局及び教育機関(以下「事務局等」という。)の組織に関すること。</p> <p>(4) 学校職員以外の職員の任免、給与その他人事に関すること。</p> <p>(5) 特別職員(学校関係職員を除く。)に関すること。</p> <p>(6) 儀式及び表彰に関すること。</p> <p>(7) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(8) 文書事務の総括に関すること。</p> <p>(9) 公印の管理に関すること。</p> <p>(10) 事務局等の予算執行の調整に関すること。</p> <p>(11) 予算経理手続きに関すること。</p> <p>(12) 学校事務用品及び教材教具の調達等に関すること。</p> <p>(13) 学校備品の整備に関すること。</p> <p>(14) 他の執行機関等との連絡に関すること。</p> <p>(15) 他部間及び部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。</p> <p>(16) 他部及び部内の他課の主管に属しない事務に関すること。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1) 教育政策の方針に関すること。</p>	<p>(教育総務部)</p> <p>第7条 教育総務部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1) 教育委員会の秘書及び会議に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会の規則及び訓令等の審査並びに公布令達に関すること。</p> <p>(3) 事務局及び教育機関(以下「事務局等」という。)の組織に関すること。</p> <p>(4) 学校職員以外の職員の任免、給与その他人事に関すること。</p> <p>(5) 特別職員(学校関係職員を除く。)に関すること。</p> <p>(6) 儀式及び表彰に関すること。</p> <p>(7) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(8) 文書事務の総括に関すること。</p> <p>(9) 公印の管理に関すること。</p> <p>(10) 事務局等の予算執行の調整に関すること。</p> <p>(11) 予算経理手続きに関すること。</p> <p>(12) 学校事務用品及び教材教具の調達等に関すること。</p> <p>(13) 学校備品の整備に関すること。</p> <p>(14) 他の執行機関等との連絡に関すること。</p> <p>(15) 他部間及び部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。</p> <p>(16) 他部及び部内の他課の主管に属しない事務に関すること。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1) 教育政策の方針に関すること。</p>

旧	新
<p>(2) 教育施策の調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>学校建設の長期計画の策定に関すること</u>。</p> <p>(4) <u>学校の設置及び廃止に関すること</u>。</p> <p>(5) 教育統計及び調査に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) <u>通学区域に関すること</u>。</p> <p>(7) <u>広報に関すること</u>。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) 生涯学習の調査及び計画に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 生涯学習に係る情報の収集及び提供に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 生涯学習の啓発及び普及に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 文化財の保護と活用に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 成人教育に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 人権教育及び人権啓発の推進に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 学校施設(体育施設を除く。)の開放に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) 社会教育関係団体及び文化財関係団体の指導育成に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) 生涯学習財団に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) 図書館、博物館及び美術館との連絡に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) 万代会館の管理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(12) 生涯学習センターに関する<u>こと</u>。</p> <p>(13) 万代基金の管理に関する<u>こと</u>。</p> <p>教職員課</p> <p>(1) 学級編制並びに学校職員の定数及び配置に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 学校職員の人事に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 学校職員の免許状に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 学校職員の研修に関する<u>こと</u>。</p>	<p>(2) 教育施策の調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>学校の設置及び廃止(教育環境整備計画に関することを除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 教育統計及び調査に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) <u>広報に関すること</u>。</p> <p>教育環境整備課</p> <p>(1) <u>学校建設の長期計画の策定に関すること</u>。</p> <p>(2) <u>学校の設置及び廃止(教育環境整備計画に関することに限る。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>通学区域に関すること</u>。</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) 生涯学習の調査及び計画に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 生涯学習に係る情報の収集及び提供に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 生涯学習の啓発及び普及に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 文化財の保護と活用に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 成人教育に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 人権教育及び人権啓発の推進に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 学校施設(体育施設を除く。)の開放に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) 社会教育関係団体及び文化財関係団体の指導育成に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) 生涯学習財団に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) 図書館、博物館及び美術館との連絡に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) 万代会館の管理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(12) 生涯学習センターに関する<u>こと</u>。</p> <p>(13) 万代基金の管理に関する<u>こと</u>。</p> <p>教職員課</p> <p>(1) 学級編制並びに学校職員の定数及び配置に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 学校職員の人事に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 学校職員の免許状に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 学校職員の研修に関する<u>こと</u>。</p>

旧	新																														
<p>(5) 学校職員の健康管理に関すること。</p> <p>(6) 学校職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(7) 学校医等の公務災害補償に関すること。</p> <p>(8) 学校職員団体との交渉に関すること。</p> <p>(9) 学校職員安全衛生委員会に関すること。</p> <p>(10) 共同学校事務室に関すること。</p> <p>学校管理課</p> <p>(1) 学校施設の建設計画に関すること。</p> <p>(2) 学校用地の確保に関すること。</p> <p>(3) 学校施設の整備計画に関すること。</p> <p>(4) 学校財産の管理に関すること。</p> <p>(5) 学校施設の維持管理に関すること。</p> <p>(6) 学校施設の営繕工事に関すること。</p>	<p>(5) 学校職員の健康管理に関すること。</p> <p>(6) 学校職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(7) 学校医等の公務災害補償に関すること。</p> <p>(8) 学校職員団体との交渉に関すること。</p> <p>(9) 学校職員安全衛生委員会に関すること。</p> <p>(10) 共同学校事務室に関すること。</p> <p>学校管理課</p> <p>(1) 学校施設の建設計画に関すること。</p> <p>(2) 学校用地の確保に関すること。</p> <p>(3) 学校施設の整備計画に関すること。</p> <p>(4) 学校財産の管理に関すること。</p> <p>(5) 学校施設の維持管理に関すること。</p> <p>(6) 学校施設の営繕工事に関すること。</p>																														
<p>(附属機関)</p> <p>第21条 法令又は条例により設けられた附属機関の名称、所掌事務及び庶務担当課は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法令によるもの</p>	<p>(附属機関)</p> <p>第21条 法令又は条例により設けられた附属機関の名称、所掌事務及び庶務担当課は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法令によるもの</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> <th>庶務担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育委員</td> <td>教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。</td> <td>生涯学習課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	庶務担当課	社会教育委員	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯学習課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> <th>庶務担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育委員</td> <td>教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。</td> <td>生涯学習課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	庶務担当課	社会教育委員	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯学習課																		
名称	所掌事務	庶務担当課																													
社会教育委員	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯学習課																													
名称	所掌事務	庶務担当課																													
社会教育委員	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯学習課																													
<p>(2) 条例によるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> <th>庶務担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横須賀市立小中学校適正配置審議会</td> <td>横須賀市立の小中学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。</td> <td>教育政策課</td> </tr> <tr> <td>文化財専門審議会</td> <td>教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会</td> <td>国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習センター指定管理</td> <td>教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	庶務担当課	横須賀市立小中学校適正配置審議会	横須賀市立の小中学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	教育政策課	文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課	国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。		生涯学習センター指定管理	教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。		<p>(2) 条例によるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> <th>庶務担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横須賀市立小中学校適正配置審議会</td> <td>横須賀市立の小中学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。</td> <td>教育環境整備課</td> </tr> <tr> <td>文化財専門審議会</td> <td>教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会</td> <td>国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習センター指定管理</td> <td>教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	庶務担当課	横須賀市立小中学校適正配置審議会	横須賀市立の小中学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	教育環境整備課	文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課	国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。		生涯学習センター指定管理	教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。	
名称	所掌事務	庶務担当課																													
横須賀市立小中学校適正配置審議会	横須賀市立の小中学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	教育政策課																													
文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課																													
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。																														
生涯学習センター指定管理	教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。																														
名称	所掌事務	庶務担当課																													
横須賀市立小中学校適正配置審議会	横須賀市立の小中学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	教育環境整備課																													
文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課																													
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。																														
生涯学習センター指定管理	教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。																														

旧			新		
者選考委員会			者選考委員会		
横須賀市学力向上推進委員会	市内における子どもの学力向上のための取組み等に関する事項について審議すること。	教育指導課	横須賀市学力向上推進委員会	市内における子どもの学力向上のための取組み等に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市教科用図書採択検討委員会	市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。		横須賀市教科用図書採択検討委員会	市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。	
横須賀市支援教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	支援教育課	横須賀市支援教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	支援教育課
横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。		横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。	
横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	学校食育課	横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	学校食育課
			博物館リニューアル事業者選考委員会	教育委員会の諮問に応じて博物館リニューアルに係る事業者の選考等に関する事項について審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	博物館運営課